

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成28年2月16日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において同月24日から同年3月15日まで縦覧に供する。

平成28年2月23日

香川県知事職務代理者

香川県副知事 天 雲 俊 夫

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
坂出市加茂土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (樋門改修事業) 松縁地区	坂出市建設経済部産業課
坂出市林田土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (樋門改修事業) 惣社地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (頭首工改修事業) 片山地区	〃